

四日市市告示第412号

四日市市子育て短期支援(ショートステイ)事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年6月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市子育て短期支援(ショートステイ)事業実施要綱の一部を改正する要綱
 四日市市子育て短期支援(ショートステイ)事業実施要綱(平成14年四日市市告示第134号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用等)</p> <p>第12条 市長は、本事業を実施するために必要な経費として、<u>次の各号に掲げる額を合計した額を支弁するものとする。</u></p> <p>(1) <u>別表に規定する基準額と利用者負担額を合計した額に利用日数を乗じた額</u></p> <p>(2) <u>別表に規定する付き添い加算額に付き添い実施日数を乗じた額</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(費用等)</p> <p>第12条 市長は、本事業を実施するために必要な経費として、<u>別表に定める基準単価と利用者負担分を合計した額を支弁するものとする。</u></p> <p>2及び3 (略)</p>

改正後			
別表(第12条関係)			
子育て短期支援(ショートステイ)事業基準単価表(日額)			
利用世帯区分	児童年齢区分	基準額	利用者負担額
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>1 母子家庭及び父子家庭については、「市町村民税非課税世帯」に該当する場合、「生活保護世帯」の基準を適用し、「その他の世帯」に該当する場合、「市町村民税非課税世帯」の基準を適用する。</p> <p>2 <u>施設入所児童が小学生以上である場合又は子ども・子育て支援法(平成24年</u></p>			

法律第65号)第19条第1項第1号に該当する児童である場合に、当該児童に付き添い、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校又は高等学校へ指定施設が送迎を実施したときは、「付き添い加算額」として、児童1名1日につき1,860円を算定できるものとする。

改正前

別表(第12条関係)

子育て短期支援(ショートステイ)事業基準単価表(日額)

利用世帯区分	児童年齢区分	基準単価	利用者負担分
(略)	(略)	(略)	(略)

※母子家庭及び父子家庭については、「市町村民税非課税世帯」に該当する場合、「生活保護世帯」の基準を適用し、「その他の世帯」に該当する場合、「市町村民税非課税世帯」の基準を適用する。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用実施依頼書

年 月 日
様
四日市市長 印

下記の者について、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業の実施を依頼します。

記

- 1 利用者（児童）^{フリガナ}氏名 (男・女) 年 月 日 (満 歳)
- 2 住 所
- 3 利 用 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 利 用 者 負 担 金 1日につき 円
- 5 四日市市支弁額 1日につき 円
付き添い加算額 円 (1,860円 × 日)
- 6 一時的に養育できない理由

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用変更実施依頼書

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

下記の者について、 年 月 付 第 号で依頼しました四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業の実施を下記のとおり変更して依頼します。

記

- 1 利用者（児童）^{フリガナ}氏名 (男・女) 年 月 日生（満 歳）
- 2 住 所
- 3 当初利用期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間
- 4 変更利用期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間
- 5 利用者負担金 1日につき 円
- 6 四日市市支弁額 1日につき 円
付き添い加算額 円（1,860円 × 日）
- 7 期間変更理由

第7号様式（第12条関係）

年度	民生費 児童福祉費 子育て短期支援ショートステイ事業費 扶助費(施設事務費)
ショートステイ費用請求書 一金 円也 ただし、子育て短期支援（ショートステイ）事業にかかる費用 月分として、上記のとおり請求します。 年 月 日 施設種別 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設 施設所在地 施設名 請求権者 四日市市長	

実 績 報 告 書

氏 名	利用期間	入所日数	日 額	計
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	付き添い実施日	付き添い日	日 額	計
		日	1,860円	円
		日	円	円
		日	円	円
			合 計	円

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(こども未来部こども保健福祉課)